## 運行管理業務の一元化の実施に係る適合確認・宣誓書

事業者名		
代表者名		
営業所名		

1. 運行管理業務の一元化の届出にあたり、下表のとおり、運行管理業務の一元化実施要領Ⅲ「機器・システム要件」の各項目に適合することを確認しました。

	要件	要件の適合方法
1.	一元化する運行管理業務毎に必要な情報を電磁的方法で保存	
	し、必要に応じて運行管理者が確認できるよう、集約営業所、	
	被集約営業所で保存した情報の共有方法を明確にすること。	
	(運行管理業務の一元化に必要な情報:全ての業務を集約する	
	場合)	
	①乗務員台帳 ②乗務割 ③運転基準図・運行指示書 ④点呼	
	結果 ⑤事故の記録 ⑥乗務記録 ⑦デジタル式運行記録計等	
	による位置情報の記録 ⑧指導監督の記録 ⑨労務管理 ⑩運	
	転者の健康に関する記録 ⑪適性診断の結果	
	電磁的方法とは、パソコン等にて作成されたデータのみならず、	
	紙のデータを PDF でスキャンすることや、写真にするなどして	
	保存することをいう。	
2.	車両の運行に係る運行管理業務を一元化する場合にあっては、	
	被集約営業所の全ての車両に対して、随時車両の位置情報の把	
	握ができる装置を備え、必要に応じて営業所間で共有できるこ	
	と。	
3.	点呼業務を集約する場合にあっては、遠隔点呼を行うこととし、	
	対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣	
	が定める方法を定める告示に基づき点呼を実施すること。	
4.	運行中の運転者と随時連絡が取れる機器を備えること。	
5.	運転者に係る個人情報の保存、共有については、他人に推測さ	
	れにくいパスワードを設定するなど、事業者ごとに定めた者以	
	外が閲覧できないようにすること。	
6.	運行管理業務の一元化において使用する機器が故障した場合	
	は、その内容や発生時間などを電磁的に記録すること。	

- 2. 宣誓事項(次の項目に該当する場合は、□にチェック(✔)を記入)
  - □ 運行管理業務の一元化実施要領IV「運用上の遵守事項」の記載事項を遵守します。